

受給者証の申請手続きについて

障がい福祉サービス（介護給付費、障がい児通所給付費など）受給者証の申請手続きには、ケアプラン※1が必要な場合があります。相談支援事業所※2で、ケアプランの作成と障がい福祉サービス受給者証申請のお手伝いをおこなっていますので、「手続きの流れ」に沿って、障がい福祉サービス受給者証の申請手続きをおこなってください。

※1ケアプランとは？

「障がい児支援利用計画（サービス等利用計画）」と「週間利用計画」のことです。ケアプランには、ご本人や保護者が希望するお子さんの生活や相談支援専門員が考える総合的な支援方針などが記載されます。このケアプランを基に、障がい福祉課及び各支所福祉課がサービスの支給決定をおこないます。ケアプランの作成にあたっては、利用者の費用負担はありません。

※2相談支援事業所とは？

お子さんの総合的な支援を考えてケアプラン作成を行ったり、ご家族の相談窓口となる事業所です。（療育事業所とは異なります。）また、関係機関と連携しながら、安心して生活できる地域での支援体制を考えます。必要に応じて利用する事業所選びからお手伝いもおこなってくれます。定期的に状況を伺い（モニタリング）、ケアプランの見直しをおこないます。

●ケアプランが必要な方



次のサービスをひとつでも利用を希望する方が「ケアプラン」作成が必要になります。

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- ・身体介護、通院介助 ・行動援護 ・短期入所

※地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴）のみを利用の方は、ケアプランは不要です。

●手続きの流れ（例：児童発達支援を利用する場合）

医師からのお勧めが出る

医師から療育（福祉サービス）を利用する事のお勧めが出る。→医師診断書（意見書）を証明*として出してもらう。

（6 か月間有効）



ケアプラン作成の依頼



保護者



相談支援事業所

※ゆめばる・I型が相談支援事業所探しのお手伝いをします！

面談

ご自宅等へ訪問し、お子さんの様子や保護者の希望等を伺います。



アセスメント



お子さんの状況の把握
ニーズの把握
課題の整理
目標設定等

利用したい事業所を見学

児童発達支援（放課後等デイサービス）事業所に「通所利用計画兼サービス利用計画作成依頼書」を記入してもらう。



ケアプラン作成



ケアプランが作成されます。保護者の方は、作成されたケアプランの内容をしっかりと確認してください。

受給者証が郵送される



書類提出後、不備が無ければ2週間程度で自宅へ郵送されます。

受給者証内容を確認して、相談支援事業所と利用する事業所へ連絡してください。

担当課又はゆめばるへ書類を提出（郵送不可）



※事前にご連絡の上、保護者とお子さん一緒にお越しください。

*障がい者手帳等を所持されている場合、診断書（意見書）は不要です。

下表の相談支援事業所がお子さんのケアプランを作成することができます。
いずれかの事業所へ連絡をしていただき、面談の予約を取ってください。
ただし、月末などは、相談支援事業所が混みあう場合があります。



※順不同。この一覧表以外の相談支援事業所や、市外の相談支援事業所も利用できます。

	相談支援事業所 名称	所在地	提供地区	連絡先
1	児童発達支援センター倉敷学園	701-0113 倉敷市栗坂 8	東倉敷エリア（水島・児島・玉島地区除く）	tel 086-464-0013 fax 086-464-0014
2	児童発達支援センターめやすばこ	710-0807 倉敷市西阿知町 988-3	倉敷市内全域	tel 080-4106-0938
3	相談支援事業所 ケアネクスト	710-0051 倉敷市幸町 12-15	倉敷市内全域	tel 086-435-7500 fax 086-435-7501
4	相談支援事業所 りあん	710-0062 倉敷市浜町 1-2-20	倉敷市内全域	tel 086-486-2003 fax 086-486-3501
5	なごみ 和・相談支援センター	710-0065 倉敷市宮前 380-28	倉敷・水島・玉島地区	tel 086-441-1196 fax 086-441-1197
6	相談支援事業所めやすばこのね	710-0803 倉敷市中島 638-13	倉敷市内全域	tel 070-1216-8744 fax 086-460-3403
7	相談支援センター ルピナス	710-0803 倉敷市中島 2340-23	倉敷市内全域	tel 086-465-1018 fax 086-451-1428
8	相談支援事業所 ありがとう	710-0001 倉敷市三田 106	倉敷市内全域	tel 070-1424-4743 fax 086-697-6693
9	障がい児相談支援事業所 ぽこ・あ・ぽこ	710-0816 倉敷市八王寺町 271-55	倉敷市内全域	tel 070-2355-2285
10	児童相談支援 もも	710-0833 倉敷市西中新田 5-8	倉敷・水島・児島・玉島地区（真備・船穂地区除く）	tel 086-424-5543 fax 086-489-1026
11	相談支援事業所 みらくる・きっず	710-0837 倉敷市沖新町 63-23-101	倉敷市内全域	tel 086-486-2739 tel 090-7970-0039
12	相談支援事業所 みらく	710-0837 倉敷市沖新町 96-13	岡山県内	tel 090-7127-0022 fax 086-527-7087
13	ふれあい	710-0841 倉敷市堀南 637-1	倉敷・水島・玉島・真備地区	tel 086-442-8153
14	茶屋町地域生活支援センター	710-1101 倉敷市茶屋町 509-9 B101号	倉敷・水島・児島地区・早島町	tel 086-433-9436
15	相談支援センター おうじ	711-0903 倉敷市児島田の口 7-6-39	児島地区	tel 086-477-8686 fax 086-477-3939
16	P.P.P.ヒマワリ！児島	711-0913 倉敷市児島味野 1-15-1	倉敷市内全域	tel 086-441-5515 fax 086-441-5516
17	児童発達支援センターさんぽるて	712-8007 倉敷市鶴の浦 2-55-338	倉敷市内全域	tel 070-6529-5609
18	相談支援事業所 麦わら	712-8011 倉敷市連島町連島 1883-2	倉敷市内全域	tel 080-7522-2654 fax 086-465-9312
19	P.P.P.コンシェルジュ！	712-8039 倉敷市水島相生町 16-6	倉敷・水島・児島地区	tel 086-441-0051 fax 086-441-0348
20	クムレ てとて	712-8062 倉敷市水島北幸町 2-4	倉敷市内全域	tel 086-476-2018
21	相談支援センターいそどり	712-8034 倉敷市水島西栄町 1-24	倉敷市内全域	tel 086-454-5700 fax 086-454-5701

	相談支援事業所 名称	所在地	提供地区	連絡先
22	住倉 相談支援事業所	713-8113 倉敷市玉島八島 1436-1	玉島地区	tel 086-522-0022 fax 086-522-9000
23	相談支援 パーソンス	713-8115 倉敷市玉島道口 97-1	玉島地区	tel 086-441-1700 fax 086-522-7834
24	相談支援事業所 i s s h i n	710-0252 倉敷市玉島爪崎 1013-2	玉島地区	tel 090-8608-1875
25	相談支援センターふなお	710-0261 倉敷市船穂町船穂 2846-1	玉島・真備・船穂地区	tel 086-441-0525 fax 086-441-1233
26	こどもの発達相談センター act.	701-0303 都窪郡早島町前湯 31	早島町、倉敷市内全域	tel 086-442-9860
27	相談支援事業所ちぬ	701-0304 都窪郡早島町早島 3125-1	早島町、倉敷市内全域	tel 086-482-1392 tel 090-2805-7132
28	早島地域生活支援センター	701-0304 都窪郡早島町早島 3365-2 1F	早島町・茶屋町・ 中庄地区	tel 086-441-6767 fax 086-441-6769

地域活動支援センター I 型

地域活動支援センター I 型（以下「I 型事業所」という。）は、各地域の相談支援事業所との連絡調整等を行っております。どこの相談支援事業所に連絡したらよいかわからない場合は、I 型事業所にご相談ください。

	I 型事業所 名称	所在地	連絡先
1	倉敷地域生活支援センター	710-0002 倉敷市生坂 836-1	tel 086-464-4310 fax 086-464-3980
2	倉敷西部地域生活支援センター	710-0847 倉敷市東富井 739-2	tel 086-441-3402 fax 086-441-3409
3	水島 障がい者支援センターはばたき	712-8033 倉敷市水島東栄町 12-28	tel 086-440-3334 fax 086-440-3335
4	児島 障がい者支援センターはばたき	711-0921 倉敷市児島駅前 4-83-2	tel 086-472-3855 fax 086-472-3852
5	玉島 障がい者支援センターはばたき	713-8121 倉敷市玉島阿賀崎 2-1-10	tel 086-525-7867 fax 086-525-7868
6	真備地域生活支援センター	710-1313 倉敷市真備町川辺 263-4	tel 086-441-7800 fax 086-441-6447

基幹相談支援センター

I 型事業所の調整や相談支援事業所に対する専門的助言や虐待防止対策など、障がい児（者）の地域生活を地域全体で支える体制を整備しています。

	名 称	所在地	連絡先
1	倉敷地域基幹相談支援センター	710-0062 倉敷市浜町 1-2-20	tel 086-486-3500 fax 086-486-3501

問合せ先・書類提出先

※どこの相談支援事業所に連絡したらよいかわからない場合は、ゆめばるへどうぞ。

倉敷市役所障がい福祉課	710-8565 倉敷市西中新田 640	tel 086-426-3305	fax 086-421-4411
水島支所 福祉課	712-8565 倉敷市水島北幸町 1-1	tel 086-446-1114	fax 086-446-1153
児島支所 福祉課	711-8565 倉敷市児島小川町 3681-3	tel 086-473-1119	fax 086-474-2270
玉島支所 福祉課	713-8565 倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1	tel 086-522-8118	fax 086-525-5866
真備支所真備保健福祉課	710-1398 倉敷市真備町箭田 1141-1	tel 086-698-5113	fax 086-698-4530
総合療育相談センターゆめばる	710-0834 倉敷市笹沖 180	tel 086-434-9882	fax 086-434-9883

申請書類チェックリスト

☐ 支給申請書 兼 世帯状況・収入等申告書 兼 利用者負担額減額・免除等申請書	障がい福祉サービスの申請書です。
☐ * 障がい者手帳 （身体障がい手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか） 又は ☐ * 自立支援医療（精神通院）受給者証 又は ☐ * 医師の診断書（意見書） 又は ☐ * 特別児童扶養手当受給者証	左記のいずれか1つが必要となります。 * 障がい者手帳と障がい福祉サービス受給者証は別の物です！ * 医師の診断書（意見書）とは、医療機関の医師がお子様の現状と支援の必要性を証明している書類の事です。発達検査結果報告書やリハビリなどの情報提供書等は、障がい福祉サービス申請には利用できません。 * 医師の診断書（意見書）の有効期限は、障がい福祉サービス受給者証の更新日から（新規申請の場合は、申請日から）起算して6ヶ月以内です。
☐ 通所利用計画 兼 サービス等利用計画作成依頼書	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を利用する場合のみ。（利用を希望する事業所に記載してもらってください。） * 原則、ひとり1事業所のみ利用可です。
☐ 障がい児支援利用計画 （サービス等利用計画）	障がい福祉サービスをどういう目的（目標）をもって利用するか明記されている計画書（ケアプラン）です。計画書（ケアプラン）は、相談支援事業所が作成します。 * 市提出用と同じものを保護者も保管する必要があります。 相談支援事業所から2部ずつもらうようにしてください。
☐ 週間計画表	
☐ 倉敷市共通アセスメントシート①、②	計画書（ケアプラン）を依頼する相談支援事業所の職員へ渡して作成してもらってください。

必要に応じて提出する書類

☐ 個人番号（マイナンバー）が分かるもの （各社会福祉事務所へ申告をされていない方のみ）	初めて申請する時のみ必要です。 （保護者のうち、どちらかの住民票が市外にある場合、改めて提出をお願いする場合があります。）
☐ 通園証明書	兄・姉が保育園（幼稚園）等へ通園している方 →通園先で証明書に記入してもらってください。（様式有） <u>児童発達支援等の利用者負担無償化に該当の方や兄・姉が児童発達支援等を利用されている方については証明書の提出はいりません。</u>
☐ 就労証明書 等	日中一時支援（タイムケア型）を「11日／月」以上の支給決定を希望する方のみ。（要件が有りますので、事前に市障がい福祉課または各支所福祉課へご相談ください。様式有）
☐ 利用者負担上限管理依頼届出書	利用者負担上限月額の管理を依頼する場合に必要です。 （事前にご相談ください。様式有）
☐ 二人派遣理由書（居宅介護等）	居宅介護で二人派遣が必要な場合必要です。 （事前にご相談ください。様式有）



提出前に必要書類がそろっているか

チェックしましょう

